

論 説

チャゴス諸島に対する主権に関する
問題と国際裁判
——国際裁判所の3つの判断を題材として——

河野真理子

はじめに

第1章 モーリシャスの独立とその後のチャゴス諸島に関する問題

第1節 モーリシャスの独立と英国領インド洋地域の設立

第2節 チャゴス諸島の元島民への措置と英国での訴訟

第3節 チャゴス諸島に関連するモーリシャスと英国の関係

第4節 国際組織におけるモーリシャスの非植民地化の過程に関する問題

第2章 チャゴス海洋保護区仲裁事件におけるチャゴス諸島に対する主権の
問題

第1節 モーリシャスの申立

第2節 2015年仲裁判断

第3章 2019年 ICJ 勧告的意見

第1節 勧告的意見の要請

第2節 勧告的意見手続における ICJ の権限

第3節 国連総会が提出した問題に関する ICJ の意見

第4章 インド洋におけるモーリシャス・モルディブ間の海洋境界事件

第1節 紛争付託の背景

第2節 2021年 ITLOS 特別裁判部判決の第1と第2の抗弁に関する判断
おわりに

はじめに

チャゴス諸島に対する主権の問題は、モーリシャスが英国からの独立を達成した際の経緯から生ずるものであり、2 国間の紛争と位置づけることができる。2010年にモーリシャスが国連海洋法条約（以下、UNCLOS）の附属書 VII に基づき、英国を相手とする仲裁手続を開始した、チャゴス海洋保護区仲裁事件の2015年の仲裁判断（以下、2015年仲裁判断⁽¹⁾）以降、チャゴス諸島に対する主権の問題という2 国間の紛争に根差しつつ、モーリシャス対英国という2 国間の関係とは異なる問題が国際裁判所の判断にゆだねられる事案が続いている。国連総会による勧告的意見の要請に国際司法裁判所（以下、ICJ）が応えたチャゴス諸島のモーリシャスからの分離の法的効果事件の2019年勧告的意見（以下、2019年 ICJ 勧告的意見⁽²⁾）と、特別合意によって国際海洋法裁判所（以下、ITLOS）特別裁判部に紛争が付託されたインド洋におけるモーリシャス・モルディブ間の海洋境界事件の2021年先決的抗弁判決（以下、2021年特別裁判部判決⁽³⁾）がある。これらの事例では、それぞれの裁判所が自らに付託された事案についてその権限の範囲での判断を示しているが、特に、2019年 ICJ 勧告的意見は、その後のモーリシャスと英国の間の紛争に大きな影響を与えている。

本稿では、2015年仲裁判断、2019年 ICJ 勧告的意見、及び2021年 ITLOS

(1) *The Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland), Award, 18 March 2015*, hereafter referred to as the “2015 Arbitral Award.”

(2) *Legal Consequences of the Separation of the Chagos Archipelago from Mauritius in 1965, Advisory Opinion, 25 February 2019*, hereafter referred to as the “2019 ICJ Advisory Opinion.”

(3) *Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Mauritius and Maldives in the Indian Ocean (Mauritius/Maldives), Preliminary Objections, Judgment, 28 January 2021*, hereafter referred to as the “2021 Judgment.”

判決の3件の事案において、背景にあるチャゴス諸島に対する主権の問題がどのように扱われたかを検討し、基本的には2国間の紛争と国際共同体全体又は国連の機能に関わる問題の交錯が、国際裁判手続においてどのような意味を持ったかを検討する。

第1章 モーリシャスの独立とその後のチャゴス諸島に対する主権の問題

本章では、チャゴス諸島に対する主権の問題の経緯を、2015年仲裁判断と2019年ICJ勧告的意見で示された事実関係を中心にまとめることで、チャゴス諸島に対する主権の問題の諸相を概観する。

第1節 モーリシャスの独立と英国領インド洋地域の設立

モーリシャスは1814年のフランスから英国への移譲以降、英国の植民地として統治された⁽⁴⁾。英国の植民地時代、チャゴス諸島はモーリシャスに依存する地域（dependency）として統治されていた。英国統治時代のモーリシャスとチャゴス諸島の経済的な依存関係については、英国とモーリシャスで見解が異なる⁽⁵⁾。1947年に憲法が採択され、1948年に第1回の選挙が行われた。1953年の選挙後、独立への動きが始まった。1955年から1965年まで憲法会議が4回開催され、1958年には新しい憲法が採択され、独立についての英国との交渉も開始された。1965年にロンドンで開催された第4回憲法会議はロンドンで開催され、モーリシャスの独立が決まった⁽⁶⁾。

モーリシャスの代表者との協議とは別に、英国と米国はチャゴス諸島に軍事施設を置くための2国間の交渉を1964年に開始した。モーリシャスによれば、1960年代初頭に米国がチャゴス諸島の特定の島々をインド洋の防

(4) *2015 Arbitral Award, supra* note 1, para. 59.

(5) *Ibid.*, paras. 61 and 62.

(6) *Ibid.*, paras. 63-68.

衛の目的で使用したいとの米国の希望があったため、英国がモーリシャスの独立時点でチャゴス諸島を分離することを決定したという。英国と米国の協議により、チャゴス諸島、及びセーシェル独立時（1976年）に締結された英国、米国及びセーシエルの間の協定によりセーシェルに返還されることになるセーシェル領の3島の防衛目的の利用が決定された。⁽⁷⁾

1965年7月、モーリシャスの代表者達に対し、英国からチャゴス諸島の分離の提案があった。モーリシャス側は当初チャゴス諸島の分離に反対したが、同年9月、一括補償の支払い、チャゴス諸島の航行及び気象施設の利用、漁業権、緊急時の着陸及び民間航空機が乗客を降機させることなく燃料補給を行うことを、実行可能な限り、モーリシャス政府に認めるよう、米国政府と周施（good office）を行うこと等を条件として分離を認める、ランカスター・ハウス約束（Lancaster House Undertakings）が達成された。⁽⁸⁾ 同年11月英国は、チャゴス諸島を含むインド洋の島々を英国領インド洋地域（British Indian Ocean Territory, BIOT）とした。また、12月には、モーリシャス議会（Mauritius Legislative Assembly）の質問への回答として、英国首相と財務大臣の代わりとして、フォルジェ氏が、チャゴス諸島は、その防衛目的の使用が必要でなくなれば、モーリシャスに返還されること、及び防衛目的に利用している間、その鉱物資源を採鉱する意思がないこと等の条件を示した。⁽⁹⁾ 1968年、モーリシャスは独立した。⁽¹⁰⁾

第2節 チャゴス諸島の元島民への措置と英国での訴訟

1966年12月、英国と米国の間で協定が締結され、BIOTが米国の防衛目

(7) *Ibid.*, paras. 69-71, and 87.

(8) *Ibid.*, paras. 72-77. なお、2019年 ICJ 勧告的意見では、ランカスター・ハウス合意（Lancaster House Agreement）に含まれた約束（undertakings）という表現が用いられている（*2019 ICJ Advisory Opinion, supra note 2, para. 32, 108, and 117*）。

(9) *2015 Arbitral Award, supra note 1, para. 85*.

(10) *2019 ICJ Advisory Opinion, para. 42*.

的のために使用されることとなった。この協定では、英国が、防衛目的での米国による BIOT の使用をまず50年間認め、いずれかの当事国が協定の終了についての通告をしなければ、協定は20年延長されるとされた。この協定締結後、米国はディエゴ・ガルシア島での軍事基地の建設を開始した。また英国は、ディエゴ・ガルシア島だけでなくチャゴス諸島全体からの住民の移住を決定した。1965年当時、住民達に対して力が用いられることはなかったが、住民達が働いていたココナツのプランテーション農園の所有企業がこの農園を閉鎖するため、この移住を受け入れざるを得ないとの説明がなされた。⁽¹¹⁾

1971年に英国が制定した移住令（Immigration Ordinance、以下1971年移住令）により、元島民たちは島からの移住を命じられ、その後の島への帰還が禁止された。住民達は、1967年から1973年の間にチャゴス諸島を去ることとなった。私有地の所有者及び移住者への移住費用の支払いについては、ランカスター・ハウス約束の条件の一つとなっており、これについて、米国も含めて協議が行われたと記録されている。⁽¹²⁾ 1972年、英国はモーリシャスに65万ポンドの補償を支払った。⁽¹³⁾ ただし、移住した元島民が経済的困窮に陥ったという指摘がある。⁽¹⁴⁾

1975年、元島民のヴェンカタッセンが、英国政府を相手とする賠償請求の訴訟を英国の裁判所に提起した。この訴訟については、英国が元島民のための基金に400万ポンドを支払うとの合意により紛争が解決された。同

(11) Chagos islanders' case inadmissible because they accepted compensation and waived the right to bring any further claims before the UK national Courts, *Press Release*, 20 December 2012, ECHR 460 (2012).

(12) *2015 Arbitral Award, supra* note 1, para. 90.

(13) *Ibid.*, para. 91.

(14) A. Raoof, "Still Dispossessed - the Battle of the Chagos Islanders to Return to their Homeland, *Minority Rights Group International, Briefing*, p. 2, MRG_Brief_Chagos_v2_Apr14_1_MRG (minorityrights.org) (last visited 31 December 2021), and British Indian Ocean Territory, History, <https://biot.gov.io/about/history/> (last visited 31 December 2021).

年 7 月 モーリシャスと英国の間で合意が締結され、英国が好意により (*ex gratia*)、責任 (*liability*) を認めることなく、400 万ポンドを支払うこと、及びこれにより、チャゴス諸島の元住民の移住又は定着から生ずるすべての請求権の問題が完全かつ最終的に解決されるとされた⁽¹⁵⁾。

1998 年、元島民のバンクルトが 1971 年移住令第 4 節の司法審査を求める訴訟を英国で提起した。英国高等法院は、2000 年 11 月 3 日の判決で BIOT 弁務官 (Commissioner) の権限は、BIOT の平和、秩序、及び良好な統治のために立法をすることであり、チャゴス諸島の住民の移住はその権限の範囲外であると判断した。同日、BIOT 弁務官が 2000 年移住令を出し、ディエゴ・ガルシア島を除き、元島民の入域を例外的に認めるとした⁽¹⁶⁾。

2002 年 4 月、チャゴス諸島の元住民及びその子孫が法務長官と弁務官を相手として、補償の支払いと財産権の回復を求めたが、2003 年 10 月 9 日、高等法院はこの訴えを却下した。2004 年に新たな移住令が出され、2000 年移住令の元島民にチャゴス諸島への入域を認める規定が削除され、入域が犯罪化された⁽¹⁷⁾。

2004 年 8 月、バンクルトが 2004 年移住令の司法審査を求める訴えを提起したが、最終的に貴族院判決で訴えは却下された。これを受けた、欧州人権裁判所での訴訟でも、2012 年 12 月の判決で請求の受理可能性が認められないとの判断となった⁽¹⁸⁾。元島民の島での再定住の可能性についての 2014 年から 2015 年の英国政府の調査で、巨額の費用とその後の長期にわたる英国民の税負担が必要なため、再定住は実際的ではないとの結果が示された⁽¹⁹⁾。

(15) *2015 Arbitral Award, supra note 1, para. 92* .

(16) *Ibid.*, paras. 93-94. なお、1971 年移住令第 4 節は、1971 年移住令に従った許可を有するか、又は自らの名前が許可書に裏書されていなければ、チャゴス諸島への入域することや滞在し続けることが認められないとする規定であり、元島民が移住を余儀なくされる根拠となった (*Ibid.*, para. 90)。

(17) *Ibid.*, paras. 95-96.

(18) *Ibid.*, paras. 97-98.

(19) KPMG, *Feasibility Study for the Resettlement of the British Indian Ocean Territory*, 13th November 2015, p. 10, 178757_original_Feasibility%20study%20

第3節 チャゴス諸島に関連するモーリシャスと英国の関係

1968年から1980年までの間、モーリスシャスは公式の場や外交の場でチャゴス諸島の問題を取り上げることはなかった。1982年の選挙で新しい政権が成立すると、この問題の解決のための努力が開始された。そして、モーリシャスは領土及び海洋に対する権原の範囲についての国内立法でも、明文でチャゴス諸島に言及するようになったため、英国はそれぞれの機会に抗議を行な⁽²⁰⁾った。

英国は1997年に UNCLOS の当事国となり、同国の管轄権の下にある海域として、BIOT にも明文で言及した。また、1995年公海漁業実施協定の当事国になった際にも、BIOT への適用に明文で言及した。モーリシャスは、前者については、抗議ができなかったものの、後者については抗議を行な⁽²¹⁾った。

2005年2月28日、モーリシャスは新たな海域法を制定し、この法律に基づく地理座標を、2006年7月26日に国連の事務総長に提出した。また、2008年6月27日には、海図と地理座標を国連に寄託した。2009年3月19日、英国はチャゴス諸島周辺のこのような情報の寄託に関して抗議した。同年6月9日、モーリシャスは国連に対し、BIOT を承認しない旨を再び述べた。なお、同年1月14日、両国がチャゴス諸島についての会合を持った際、その周辺の大陸棚の延長申請について、英国はその意思がないものの、期限がさし迫っていることから共同申請を提案した。同年5月、モーリシャスは予備的情報 (preliminary information) を CLCS に提出⁽²²⁾した。

1965年にチャゴス諸島の分離が決まった段階から、モーリシャスと英国

for%20the%20resettlement%20of%20the%20British%20Indian%20Ocean%20Territory%20Volume%201%20(3).pdf (last visited 31 December 2021) この報告書では再定住のためにより詳細な分析がなされている (*Ibid.*, pp. 12-100)。

(20) *2015 Arbitral Award, supra* note 1, paras. 100-107.

(21) *Ibid.*, para. 106.

(22) *Ibid.*, paras. 107-110.

の間では、チャゴス諸島周辺の漁業権の扱いも論点となっていた。モーリシャスの知事 (Governor)、BIOT の当局者、米国の当局者の中で漁業制限についての意見交換が行われた結果、1969年7月10日、BIOT 弁務官は領海に隣接する 3 海里から12海里の海域に漁業水域を設定した。1971年4月17日に、BIOT 弁務官が立法した漁業制限令第 4 節では、BIOT 周辺の12海里までの海域において商業漁獲が一般的に禁止されるものの、伝統的な漁業を可能にするため、弁務官が国を指定し、それらの国の船籍の船については禁止の対象とならないとの制度が設けられた。モーリシャスが正式にその指定の対象となったことを示す命令の記録はないものの、モーリシャス船籍の漁船は、1983年まで BIOT の 3 海里から12海里で操業していた。1983年7月に、英国は、モーリシャスが1971年漁業制限令の元での例外指定を正式に受けていないことに留意し (note)、状況の正常化のための措置を検討するようになった。1983年8月には、モーリシャス人が英国当局の知るところなく、チャゴス諸島の領海内で操業し、周辺の島のココナッツを収集していることが分かったことから、BIOT へのモーリシャス船籍船のアクセスについて、新たな方針を示すことを、英国が必要と考えられるようになった。BIOT 弁務官は、1984年8月12日、1971年漁業制限令に代わる漁業制限令を出した。この制限令の元では、特定の国を指定し、それらの国の船籍船がチャゴス諸島周辺の領海及び接続水域で伝統的な漁業を行うことが認められるとされモーリシャスはこの制限令に基づいて正式にその適用対象となる国に指定された。⁽²³⁾

1991年7月23日、英国は、チャゴス諸島の周辺に200海里の漁業資源保存及び管理水域 (Fisheries Conservation and Management Zone, FCMZ) を設定することをモーリシャスに通告した。これに対し、モーリシャスは同諸島に対する主権への請求を繰り返した。同年10月1日、BIOT 弁務官は、FCMZ の設定の宣言を行い、新たな漁業 (保存及び管理) 令を採択した。この漁業令により、1984年漁業制限令の国を指定する制度が廃止され

(23) *Ibid.*, paras. 112-118.

たものの、漁業許可の制度は維持された。2003年8月13日、英国は、FCMZと地理的に同じ海域に、環境保護及び保全水域（Environmental Protection and Preservation Zone, EPPZ）を設定する旨をモーリシャスに通告し、同年9月17日に、BIOT 弁務官がEPPZを設定する宣言を行った。2004年3月12日、英国はこのEPPZを国連事務総長に寄託した。このEPPZの事務総長への寄託について、モーリシャスは抗議した。なお、モーリシャス船籍の船舶のチャゴス諸島周辺海域での漁業活動の実績については、英国とモーリシャスの間で意見が異なっている⁽²⁴⁾。

2009年2月9日に英国がチャゴス諸島周辺に海洋公園の設置を計画しているとの報道があり、モーリシャスと英国の間で海洋保護区（Marine Protected Area, MPA）の設定についての協議が開始された。また、MPAの設定のための英国国内での手続が開始された。その後もモーリシャスと英国の協議は続いていた。2010年4月1日、BIOT 弁務官が、MPAを正式に設定する宣言を発出したのに対し、モーリシャスは抗議した。モーリシャスと英国の協議は、MPAの設定後も継続された⁽²⁵⁾。

第4節 国際組織におけるモーリシャスの非植民地化の過程に関する問題

1946年の国連総会決議66（I）に従って、英国はモーリシャスに関する定期的な報告を行っていた。1947年報告書によれば、インド洋の多くの島がモーリシャスに依存しているとされていた⁽²⁶⁾。

1965年12月16日、国連総会は「モーリシャスの問題に関する」決議2066（XX）を採択した。この決議は、軍事基地の建設の設置のためにいくつかの島が分離されることについての懸念を表明し、施政を行う国に対し、モーリシャスの領域を分割し、領域の一体性を侵害する行為を行わないよう

(24) *Ibid.*, paras. 119-125.

(25) *Ibid.*, paras. 126-157.

(26) *2019 ICJ Advisory Opinion, supra* note 2, para. 29.

要請した。また、1966年12月20日に、決議2232 (XXI) が採択され、モーリシャスの領域の一体性が害されてはならないことが繰り返された。⁽²⁷⁾

1967年5月10日、非植民地化特別委員会の第1小委員会が、BIOT が決議2066 (XX) と決議2232 (XXI) に違反するとの報告を行い、これに基づく審議の結果、その違反を認め、分離された領域を返還することが求められた。⁽²⁸⁾ 同年12月19日、国連総会は、モーリシャスを含む複数の領域に関する決議2357 (XXII) を採択し、決議2232 (XXI) の内容を確認した。⁽²⁹⁾

モーリシャスは1968年3月12日に独立し、同年4月26日に国連に加盟した。⁽³⁰⁾

1980年7月アフリカ統一機構(OAU)は決議99 (XVII) (1980) を採択し、ディエゴ・ガルシア島が無条件にモーリシャスに返還されるよう、要求した。2000年7月、OAU が決定 AHG/Dec.159 (XXXVI) (2000) を採択し、チャゴス諸島が国連総会決議1514に違反して、植民地勢力によって独立前にモーリシャスから分離されたことへの懸念が示された。2017年1月30日、アフリカ連合総会がモーリシャスの非植民地化の完了を確保するためにモーリシャスを援助する旨の決議 AU/Res. 1 (XXVIII) を採択した。⁽³¹⁾

第5節 チャゴス諸島に対する主権の問題の諸相

前節まででまとめた事実関係から、モーリシャスの独立時のチャゴス諸島の分離とその後の主権に関する問題には多様な側面があることがわかる。中核的な「紛争」は、モーリシャスと英国の間のチャゴス諸島に対する主権に関するものだが、この紛争は、モーリシャスの植民地からの独立の問題と不可分であり、人民の自決権の侵害の問題とも関わることにな

(27) *Ibid.*, paras. 34-35.

(28) *Ibid.*, paras. 38-39.

(29) *Ibid.*, para. 41.

(30) *Ibid.*, paras. 42. なお、セーシェルは1976年9月21日に国連加盟国となった。

(31) *Ibid.*, paras. 45, 47, and 52.

る。そして、人民の自決権の侵害が問題となるとすれば、モーリシャスと英国という2か国間関係にとどまらない論点が生じると考えられる。英国の国内の裁判所で元島民が提起した訴訟とその後の欧州人権裁判所の手続にみられるように、人民の自決権に関する問題以外に元島民の人々の人権にかかわる可能性もある問題も生じている。⁽³²⁾ さらに、UNCLOSの発効以降は、海洋に対する権原の根拠としての島と、その周辺の海域への権限の行使の問題も生じることになる。

第2章 チャゴス海洋保護区仲裁事件におけるチャゴス諸島に対する主権の問題

第1節 モーリシャスの申立

チャゴス海洋保護区仲裁事件は、モーリシャスがUNCLOS第15部の義務的裁判制度を利用して、英国に対する訴えを出した事例である。

モーリシャスは、UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争として、以下の4つの申立を提出した。第1に、英国は、特に第2条、第55条、第56条及び第76条の意味で「沿岸国」ではないので、MPA又は他の海域を宣言する権利はないと判断し、宣言すること。⁽³³⁾ 第2に、チャゴス諸島に関して、英国がモーリシャスに対して行ってきた関与に鑑み、英国は特にUNCLOS第56条1項(b)(iii)及び第76条8項の意味で沿岸国としての権利を有さないので、同国は一方的にMPA又は他の海域を宣言する権利がないと判断し、宣言すること。⁽³⁴⁾ 第3に、モーリシャスがチャゴス諸島に

(32) Irini Papanicolopulu and Thomas Burri, “Human Rights and the Chagos Advisory Opinion,” T. Burri and J. Trinidad, *The International Court of Justice and Decolonisation: New Directions from the Chagos Advisory Opinion* (Cambridge University Press, 2021), pp. 197-205.

(33) *2015 Arbitral Award*, *supra* note 1, para. 163.

(34) *Ibid.*, para. 222.

関して UNCLOS 第76条の下で大陸棚限界委員会に対して提出する完全な情報について、同委員会がモーリシャスに対して勧告を行うことを妨げ得る手段を何らとるべきではないと宣言すること⁽³⁵⁾。第4に、英国が称するところの MPA は、特に UNCLOS 第2条、第55条、第56条、第63条、第64条、第194条及び第300条を含む UNCLOS の下での義務並びに公海漁業実施協定第7条の下での、英国の義務の実体的及び手続的義務と合致しないと判断し、宣言すること⁽³⁶⁾。

これらの申立は、UNCLOS 第15部の下での義務的仲裁制度を利用するために構成されたものと言ってよい。UNCLOS 第286条1項と第288条1項によれば、この条約の第15部第2節の義務的裁判制度に紛争を付託するための要件の一つは、UNCLOS の解釈又は適用に関する紛争の存在を示すことである。UNCLOS の解釈又は適用に関する紛争の存在の立証のためには、当事国間の紛争が UNCLOS の具体的な規定の解釈又は適用に関するものでなければならない。また、南シナ海仲裁事件、及び黒海、アゾフ海及びケルチ海峡における沿岸国の権利に関する紛争事件の仲裁判断で、主権に関する紛争を主たる紛争主題とする紛争は、UNCLOS 第15部第2節の下での義務的裁判の管轄権が及ばないとされた⁽³⁷⁾。

第2節 2015年仲裁判断

仲裁裁判所は、上記の4つの申立のうち、第4の申立のみに関して管轄権を有すると判断した⁽³⁸⁾。第1の申立の真の主題は領土に対する主権の問題

(35) *Ibid.*, para. 324.

(36) *Ibid.*, para. 387.

(37) 2015年仲裁判断以降も、領域紛争や主権に関する紛争が UNCLOS の解釈又は適用に関する紛争ではないことが確認されてきている (*The South China Sea Arbitration (The Republic of the Philippines and the People's Republic of China, Award, 12 July 2016, United Nations Reports of International Arbitral Awards, Vol. XXXIII, pp. 184-185, para. 5 and Dispute Concerning Coastal State Rights in the Black Sea, Sea of Azov, and Kerch Strait (Ukraine and the Russian Federation, Award, 21 February 2020, paras. 155-161.*

であって、UNCLOS の解釈又は適用に関する紛争から付随的に生じる紛争⁽³⁹⁾とは言えないとした。また、第2の申立については、チャゴス諸島に対する主権に関する紛争が主要な要素となっていると結論づけた。⁽⁴⁰⁾このため、裁判所は、第1と第2の申立について、管轄権を有しないと判断し⁽⁴¹⁾た。第3の申立については、両当事国間で紛争が存在しないと判断した。⁽⁴²⁾ただし、カテカ裁判官とヴォルフム裁判官は共同意見で、第1の申立は、チャゴス諸島に対する主権ではなく沿岸国に関する見解の相違に関するものであり、第2の申立は、英国が、一又は複数の沿岸国としての権利をランカスター・ハウス約束に従って移譲したか否かに関するものであると述べている。⁽⁴³⁾

本案について、仲裁裁判所は、第4の申立に関して英国の義務違反を認めた。まず、1965年のランカスター・ハウス約束の法的拘束力を認めた。この約束は、1965年に独立前のモーリシャスがチャゴス諸島の分離に合意した際の条件を示すものであった。その中には、モーリシャスがチャゴス諸島周辺の海域で漁業権を持つことが含まれていたと判断した。⁽⁴⁴⁾そして、英国はMPAの設定に関し、UNCLOS第2条3項、第56条2項、及び第194条4項に違反したと判断した。⁽⁴⁵⁾なお、仲裁裁判所は、この違反は、MPAの内容ではなく、MPAの設定の方法についての違反であると述べている。⁽⁴⁶⁾

(38) *2015 Arbitral Award, supra note 1, para. 323.*

(39) *Ibid.*, paras. 219-221.

(40) *Ibid.*, para. 229-230.

(41) *Ibid.*, para. 547, A (1).

(42) *Ibid.*, para. 547, A (2).

(43) Dissenting and Concurring Opinion of Judge James Kateka and Judge Rüdiger Wolfrum, paras. 8-19.

(44) *2015 Arbitral Award, supra note 1, paras. 448-455.*

(45) *Ibid.*, paras. 499-536 and 538-541.

(46) *Ibid.*, para. 544.

第3章 2019年 ICJ 勧告的意見

第1節 勧告的意見の要請

2015年仲裁判断の後、国連総会は、2017年6月22日に採択した決議71/292により、以下の2つの問題についての勧告的意見を要請した。

(a) 国連総会決議1514 (XV) (1960年12月14日)、2066 (XX) (1965年12月16日)、2232 (XXI) (1966年12月20日)、及び2357 (XXII) (1967年12月19日)を含む国際法を考慮して、チャゴス諸島の分離後、1968年にモーリシャスが独立を達成したとき、同国の非植民地化の過程は、合法的(仏:有効)に完了(英: lawfully completed/ 仏: validement mené à bien)したのか。

(b) 上記の諸決議に反映された義務を含む国際法の下で、モーリシャスが、その国民特にチャゴス人のチャゴス諸島での再定住のための計画を実施できないことに関するものを含む、英国の継続的なチャゴス諸島の統治から生じる結果は何か。⁽⁴⁷⁾

第2節 勧告的意見手続における ICJ の権限

国連総会が ICJ に勧告的意見を要請する場合の ICJ の管轄権は、国連憲章第96条1項により、提起される問題が「法律問題」である場合に行使されうる。この点について ICJ は、国際法を参照して事情を検討することが求められており、法律問題についての意見を求めるものであると述べている。また、提起された問題は、表面上は1つの論題に関するものだが、実際には異なる論題に関するものであり、規程第65条2項で求められている「意見を求める問題の正確な記述」がなされていないとの意見につ⁽⁴⁸⁾

(47) 2019 ICJ Advisory Opinion, *supra* note 2, para. 1.

(48) Written Statement of the Government of Australia, 27 February 2018, p. 5, para. 22.

いて、ICJは、問題の文言に正確さが欠けていることによって勧告的意見を出す管轄権が奪われるわけではなく、そのような場合、ICJには解釈による問題の明確化が求められるとの立場を示した。以上により、ICJは本件において勧告的意見の要請に応える管轄権があるとの結論に至った。⁽⁴⁹⁾

勧告的意見を出す管轄権があるとしても、ICJは、司法機関として勧告的意見を出すことの妥当性に関して、意見を示さないやむをえない理由があるかの判断に関し、一定の裁量権を有する。本件の場合、第1に、複雑かつ争点となっている事実に関する論点について決定することの妥当性、第2に、ICJと国連総会との関係、第3に、チャゴス海洋保護区仲裁事件で解決されたとされる問題の再検討の可能性、及び第4に、ICJによる紛争解決に同意していない国家が関係している係争中の2国間の紛争に関連する問題か否かについて、ICJは判断を示している。

第1の点については、国連、及び書面手続と口頭手続に参加した諸国とアフリカ連合により提出された情報で十分な判断ができるとした。⁽⁵⁰⁾第2の点については、勧告的意見の有用性を決定するのはICJではないとした。⁽⁵¹⁾第3の点については、既判事項の原則によって勧告的意見を出すことが妨げられるわけではないし、2015年仲裁判断で決定がなされた論点は本件における論点と同じではないとした。⁽⁵²⁾

第4の点は本件においてICJが勧告的意見を出すか否かの裁量権に関する決定で最も重要な論点となった。東部カレリア事件以来の勧告的意見手続に関する原則として、司法手続による紛争解決に同意していない国家が関係している2国間の紛争に関連する問題について、勧告的意見を出すべきではないとの原則（東部カレリア原則）があり、この原則により、本件でICJは勧告的意見を出すべきではないとの意見を示す国があったた

(49) *2019 ICJ Advisory Opinion, supra* note 2, paras. 58–61.

(50) *Ibid.*, paras. 73–74.

(51) *Ibid.*, paras. 76–78.

(52) *Ibid.*, para. 81.

めである。ICJは、国連総会は2国間の領域紛争を解決するためではなく、むしろモーリシャスの非植民地化に関しての機能(function)を果たすための指針となりうるような補助を得ることを目的として勧告的意見を要請していると指摘している。そして、本件では、国連の特別な関心事項である非植民地化という事項について勧告的意見が要請されているとも述べる。さらに、ICJは、勧告的意見が要請された法律問題について多様な見解がありうることを指摘しつつも、モーリシャスと英国の間で見解が異なる法的論点にICJが意見を示さなければならないかもしれないという事実は、ICJが要請に応えることによって2国間の紛争を扱うことを意味するものではないと、ICJは述べている。これらの事情から見て、本件において勧告的意見を出すことが、他国との紛争を司法的解決に付託することについての国家の同意原則を迂回する効果を持つとはいえないと、ICJは結論づけている⁽⁵³⁾。

第4の論点については、各裁判官の個別の意見の内容も注目される。ゲヴォルギアン裁判官は、英国の継続的な施政の違法性の認定とその結果についての結論自体には反対しないものの、この部分は、勧告的意見手続における管轄権と争訟事件手続における管轄権を区別するきわどい線(thin line)を超えているとの意見を付している。彼は、本件とナミビア事件及びパレスティナの壁事件との事情の違いを指摘している⁽⁵⁴⁾。トムカ裁判官は、本件の勧告的意見の要請まで、国連総会が50年間、チャゴス諸島の問題を扱ってこなかったことを指摘する。また、モーリシャスと英国の間で、チャゴス諸島についての長年の紛争があり、この紛争こそが勧告的意見の要請を生んだこと、モーリシャスの要請によって、2016年の国連総会でチャゴス諸島の問題が議題となったとしている。そして、2016年から2017年にかけてのチャゴス海洋保護区仲裁事件、モーリシャスと英国の交渉、国連総会での議事の経緯に言及した上で、モーリシャスの起草による

(53) *Ibid.*, paras. 86-91.

(54) Declaration of Judge Gevorgian, paras. 5-7.

勧告的意見の要請の草案が、アフリカ連合によって正式に総会に提出されたという経緯を説明する。トムカ裁判官は、多数意見が、総会には植民地の終了を求める一貫した記録があると述べていることについて、そうした国連総会の努力の中で、モーリシャスの独立以降、チャゴス諸島の問題に触れられることがほとんどなかったことを指摘している。彼は、こうした経緯にも関わらず、勧告的意見が総会の活動を補助することができる⁽⁵⁵⁾と判断したことに疑問を提起していると考えられる。彼は、国連憲章の下で国連総会に与えられた非植民地化の問題に関しての明白な役割があるにもかかわらず、50年間、議題として扱ってこなかった論点について、国連総会に「助言 (advice)」を与えたいと ICJ が考えるのであれば、勧告的意見を要請している機関にとって厳格に必要なかつ有用なものを超える意見とならないよう注意しなければならないと指摘する。また、本件では、ICJ が管轄権を有さない2国間の紛争が背景に存在することを忘れてはならないとも述べている。さらに、トムカ裁判官は、勧告的意見を要請する問題の英語版とフランス語版の文言の違いにも着目し、本件で国連総会は、適用される国際法 (ICJ はこれを自決権に関する法としている) に従って非植民地化の過程が完了したか否かについて関心を持っているのであって、施政を行う国の何らかの違法な行為についての意見を要請しているわけではない。フランス語版の文言では、このことが明らかであると指摘している⁽⁵⁶⁾。彼は、勧告的意見によって総会の活動を補助するために、問題 (b) について、国家責任の問題についての判断をする必要はなかったとの立場も示している。彼は、チャゴス諸島に関する非植民地化の過程は、重要なアクター、特にモーリシャスと英国の交渉によってのみ、成功裡に完了されるものであると述べている。また、モーリシャスが、チャゴス諸島がモーリシャスの実効的な支配下に置かれる場合、ディエゴ・ガルシア島の基地の存続を認める意向を示したにも関わらず、ICJ がこの点に何ら触れ

(55) Declaration of Judge Tomka, paras. 4-6.

(56) 本章第1節の勧告的意見が求められた問題 (a) を参照。

ていないとも指摘している⁽⁵⁷⁾。

ドナヒュー裁判官は反対意見を付した唯一の裁判官である。彼女は本件において、ICJは管轄権があるとしても裁量権を行使して勧告的意見を示さないという判断をすべきであったとしている⁽⁵⁸⁾。そして、人民の自決権に関連する規則の形成への国連総会の貢献を評価するとしつつ、本件での勧告的意見の要請は、英国の同意なく2国間の紛争についての判断を行う効果を持つので、意見の要請を却下する裁量権を行使するためのやむをえない理由があると述べている。彼女は、多数意見が、モーリシャスと英国の2国間の紛争の内容、英国が紛争を裁判に付託することへの同意を一貫して拒否してきたこと、及びそのような2国間の紛争と要請された問題の関係にあまり言及していないことを指摘した上で⁽⁵⁹⁾、モーリシャスと英国の間の2国間の紛争の概要を説明し、モーリシャスがこの紛争を裁判に付託しようとしてきたのに対し、英国が一貫して国際裁判への同意を拒否してきたと述べている⁽⁶⁰⁾。彼女は、勧告的意見の要請が、主権に関する紛争を裁判に付託することについての同意の欠如を迂回しようとするものか否かの判断のためには、2国間の紛争の主題と勧告的意見の要請があった法律問題の論点を比較する必要があるとする。そして、勧告的意見が要請された問題に「主権」という文言がないとはいえ、本件で勧告的意見が要請された問題の本質は、主権に関する紛争であるとの意見を示している⁽⁶¹⁾。また、彼女は、西サハラ事件と本件の違いについても言及している。西サハラ事件でICJは、モロッコとスペインの間で西サハラ地域に関する法的議論があるとはいえ、西サハラ地域における施政を行う国としてのスペインの権利を害することや存在している領域的権利や領域に対する主権についての裁判をすることが要請されていないと判断し、勧告的意見を出すことを拒

(57) *Ibid.*, paras. 7-10.

(58) Dissenting Opinion of Judge Donoghue, para. 1.

(59) *Ibid.*, paras. 2-4.

(60) *Ibid.*, paras. 5-9.

(61) *Ibid.*, paras. 10-16.

否するやむをえない理由がないとした。これに対し、本件で勧告的意見が求められている問題は、過去の英国の行為の合法性と現在におけるその結果を問うものであるとの立場を彼女は示した。そして、ICJがこれに全面的に応え、英国の行為の違法性とその継続的性格を認めた上で、英国がチャゴス諸島に対する施政をできるだけ早期に終了する義務を負っていると判断した点について、彼女は疑問を提起するのである。彼女によれば、勧告的意見では「主権」への言及が避けられているものの、モーリシャスが裁判で論じたいと考え、英国がこれに同意しなかった法的論点についての判断をしたとしか言えないという⁽⁶²⁾。彼女は、本件でICJは、勧告的意見を出さないという判断をする形で裁量権を行使するほかに、より限定的な内容の意見を示すことも可能だったのではないかと⁽⁶³⁾も指摘している。また争訟事件手続における法的紛争の解決機能と勧告的意見手続に応える機能の違いが尊重されるべきであり、争訟事件手続における管轄権への同意を迂回する手段として、勧告的意見手続が用いられることは、ICJの司法機能の完結性（integrity of the Court's judicial function）を害するであろうとも述べている⁽⁶⁴⁾。

第3節 国連総会が提出した問題に関するICJの意見

問題（a）について、ICJはまず、モーリシャスの独立とチャゴス諸島の分離が論じられた1965年から1968年に存在した非植民地化の文脈における人民の自決権に関する国際法の内容を認定した。国連憲章第1条2項及び第73条に規定されている人民の自決権に関する国際法は、国連自身と施政国の慣行の蓄積を通じて、その内容が発展してきた。国連総会決議はそれ自体としては法的拘束力を有さないが、規範的な価値を持つ場合があることをICJ自身が認めてきた⁽⁶⁵⁾。ICJは、総会決議1514（XV）は、人民の

(62) *Ibid.*, paras. 17-19.

(63) *Ibid.*, para. 22.

(64) *Ibid.*, para. 23.

自決権を慣習国際法の規範として宣言する性格を有し、その文言は全ての人民が自決の権利を有することを認めている限りにおいて、規範的な性格を有する⁽⁶⁶⁾と言える⁽⁶⁶⁾と述べている。その後の決議2200A (XXI) によって採択された人権規約共通第1条及び決議2625 (XXV) を通じて、非自治地域の人民は人民の自決権を、それらの人民の領域全体に対して行使する権利を有し、施政を行う国はその領域の一体性(領域の保全)を尊重しなければならず、したがって、非自治地域の一部が施政を行う国によって分離されることは、当該領域の人民の自由に表示された真正な意思に基づくものでなければ、人民の自決権に反する⁽⁶⁷⁾と述べた。また、ICJは、特に決議1514 (XV) 以来、非植民地化の過程において、国連総会が決定的に重要な役割を果たしてきており、その諸決議を通じて非自治地域の領域保全(一体性)を尊重するよう要請してきた⁽⁶⁸⁾としている。これらの1965年から1968年時点での慣習国際法の規則に基づき、1968年のモーリシャスの独立時にチャゴス諸島が分離されたことが国際法に違反することが認められた。したがって、モーリシャスの非植民地化の過程は合法的に完了しなかつた⁽⁶⁹⁾と結論付けた。

問題 (b) については、ICJは、モーリシャスの非植民地化は人民の自決権に合致しない方法で行われたものであり、英国による継続的な施政は、チャゴス諸島の分離の結果として生ずる継続的な性格の違法行為であるとした。さらにICJは、英国は、チャゴス諸島についての違法な施政をできるだけ早期に終了させ、モーリシャスが人民の自決権に従った方法で自国の領域の非植民地化を完了できるようにする義務を負うとした。ICJは、モーリシャスの非植民地化の完了を確保するために必要な方法は、国連総会の権限に委ねられていると述べ、さらに、人民の自決権の尊

(65) *Ibid.*, para. 144-151.

(66) *Ibid.*, paras. 152-153.

(67) *Ibid.*, paras. 154-162.

(68) *Ibid.*, paras. 163-168.

(69) *Ibid.*, paras. 170-174.

重は対世的義務であり、すべての国がこの権利の保護に法的利益を有するとの意見を示した。ICJは、モーリシャスの非植民地化の完了を確保するために必要な方法の判断は国連総会に委ねられるものの、すべての国連加盟国はその方法が実効的になるよう協力しなければならないとも述べている。そして、チャゴス諸島に起源をもつ人々を含むモーリシャス国民の再定住は、それらの人々の人権の保護に関するものであって、モーリシャスの非植民地化の完了までの間、総会による取組がなされなければならないとしている。ICJは、英国はチャゴス諸島の施政をできるだけ早期に終了する義務を負っており、他の国連加盟国はモーリシャスの非植民地化の完了のために協力しなければならないとの結論を示した。⁽⁷⁰⁾

多数意見のうち、特に問題 (b) についての意見に関しては、モーリシャスの非植民地化の完了の実現のための国連総会の機能への助言とすれば、必要な判断であったといえるかもしれない。シュエ裁判官が指摘するように、英国が考える2国間の紛争は、領土に対する主権の問題というよりはむしろ人民の自決権に関する問題である⁽⁷¹⁾と言える可能性がある。また、ガヤ裁判官が指摘するように、現代の国際法における非植民地化とは、人民の自決の原則の実施 (implementation) に関わるものであるから、総会の諮問した問題に答えるためには、多数意見のような踏み込んだ内容が必要⁽⁷²⁾であったと考えられる。とはいえ、ドナヒュー裁判官とトムカ裁判官が指摘する⁽⁷³⁾ように、2国間の紛争に配慮したより制限的な意見を示すアプローチもあり得たのかもしれない。

第4節 2019年 ICJ 勧告的意見後の国連総会の対応

2019年 ICJ 勧告的意見後、国連総会は、2019年5月22日、決議73/295を

(70) *Ibid.*, paras. 177-182.

(71) Declaration of Judge Xue, paras. 16-20.

(72) Declaration of Judge Gaja, paras. 5-7.

(73) Declaration of Judge Donoghue, para. 22, and Declaration of Judge Tomka, paras. 4-6.

採択した⁽⁷⁴⁾。この決議では、勧告的意見の内容を確認した(para. 2)上で、英国に対し、6か月を超えない期間内に無条件にチャゴス諸島の植民地的施政から撤退し、できるだけ早期にモーリシャスとその領域の非植民地化を完了できるようにすることを求めている(para. 3)。また、英国に対し、チャゴス諸島の元島民を含むモーリシャス国民がチャゴス諸島に再定住できるようモーリシャスと協力することを求めている(para. 4)。さらに、国連のすべての加盟国に対して、モーリシャスの非植民地化のできるだけ早期の完了を可能にし勧告的意見に従ったモーリシャスの非植民地化の過程の完了を妨害し、又は遅延させる行為を差し控えるよう協力するよう要請している(para. 5)。また、国連及びすべての専門機関に加えて、すべての国際組織、地域的組織、及び小地域的組織に対し、チャゴス諸島がモーリシャスの領域の一体的な部分を構成することを承認し、モーリシャスのできるだけ早期の非植民地化を援助し、BIOTによって又はそのためにとられたいかなる措置についてもこれを承認し、効果を与えることによって、非植民地化の過程を妨害することを差し控えるよう要請している(paras. 6-7)。

この決議の最終パラグラフ(para. 8)により求められていた事務総長による報告書は2020年5月18日に提出された⁽⁷⁵⁾。なお、この報告書の中で、英国以外に、オーストラリアと米国が、本件の勧告的意見の要請に反対であったとの立場を示した。そして、米国は、英国の立場を支持し、チャゴス諸島が英国の主権の下にあること、及びディエゴ・ガルシア島の基地の重要性を指摘している。

(74) Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legal Consequences of the Separation of the Chagos Archipelago from Mauritius in 1965, Resolution adopted by the General Assembly on 22 May 2019, A/RES/73/295.

(75) Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legal Consequences of the Separation of the Chagos rchipelago from Mauritius in 1965, Report of the Secretary-General, 18 May 2020, A/74/834.

第4章 インド洋におけるモーリシャス・モルディブ間の 海洋境界事件

第1節 紛争付託の背景

2010年7月、モルディブは、大陸棚限界委員会に200海里を超える大陸棚に関する情報を提出した。この情報の提出は、権原重複するEEZの境界画定に関するモルディブと英国の間の1992年の了解（understanding）、及び、スリランカ及びインドとEEZについての交渉を行う意思があるとの表明をしたことと矛盾する行為であった。なお、モルディブと英国は1992年の了解に基づく交渉により、海洋境界画定に関する協定草案を作成するに至っていた。モルディブは1996年に海域法（Maritime Zones Act）を制定したが、1992年了解を最終的に実施することはなかった。英国はモルディブのこうした態度を受けて、両国間の合意に基づく地理座標の位置を公表し、海図を作成した。英国はまた、2010年にチャゴス海洋保護区を設定した。モルディブは、チャゴス諸島について、漁業に依存する人の居住がないことを理由として、UNCLOS第121条によりEEZへの権原をもたらしなさいとの立場をとった。モーリシャスはこれに対し、モルディブと英国に抗議をした。モルディブはチャゴス諸島に対する主権については何ら正式な見解を示していないものの、海洋境界についてモーリシャスと交渉することを拒否していた。ただし、2011年3月にモルディブとモーリシャスの共同コミュニケが発出され、両国が延長大陸棚とEEZについて、英国に対し共同の立場（collective stand）をとるとの立場を示したが、履行されなかった。このため、モーリシャスがUNCLOSの紛争解決手続に紛争を付託することを決定したとされる。⁽⁷⁶⁾

(76) Ahmed Mujuthaba and David Brewster, “Maldives Embroiled in Mauritius-UK Tussle over Chagos,” *Indo-Pacific Strategy Series*, iop_mujuthaba_brewster_

本件では、当初、モーリシャスが UNCLOS 附属書 VII に基づく仲裁の通告をモルディブに対して行ったものの、その後、両国及び ITLOS との協議の結果、紛争が合意付託により、ITLOS の特別裁判部に付託されることになった。⁽⁷⁷⁾ 特別合意に基づく紛争付託ではあるものの、モルディブは 5 つの先決的抗弁を提出し、2021 年特別裁判部判決が出された。⁽⁷⁸⁾ これらの先決的抗弁のうち、本稿の議論に関係する論点として取り上げるべきなのは、第 1 と第 2 の抗弁である。⁽⁷⁹⁾

第 2 節 2021 年特別裁判部判決の第 1 と第 2 の抗弁に関する判断

モルディブの 5 つの先決的抗弁のうち、第 1 の抗弁は、本件において不可欠の第三国である英国が当事者になっていないというものである。また、第 2 の抗弁は、UNCLOS の解釈又は適用に関する紛争という管轄権の制限から、領土に対する主権が主たる意味を持つ紛争については、UNCLOS の解釈又は適用に関する紛争の範囲を超えるため、同条約第 15 部の紛争解決制度に基づく裁判所が管轄権を有さないという点に関するものであった。特別裁判部は、これらの 2 つの抗弁とともに、チャゴス諸島の法的地位が中核的な論点であるとし、2 つの抗弁を併せて検討することとした。⁽⁸⁰⁾

特別裁判部は、領土に対する主権に関する紛争が UNCLOS の解釈又は適用に関する紛争とはみなされないことを確認した。⁽⁸¹⁾ 本件で付託された紛

maldives_chagos.pdf (anu.edu.au) (last visited 31 December 2021).

(77) *2021 Judgment, supra* note 3, paras. 1-3.

(78) *Ibid.*, para. 79.

(79) 第 3 の抗弁は、UNCLOS 第 74 条 1 項と第 83 条 1 項に規定される交渉の義務に関するもの、第 4 の抗弁は、両当事国間での紛争の不存在に関するもの、第 5 の抗弁は、手続の濫用に関するものであった。特別裁判部はいずれの抗弁も認めなかった (*ibid.*, paras. 252-350)。

(80) *Ibid.*, paras. 97-100.

(81) *Ibid.*, para. 110.

争は、モーリシャスとモルディブの間の大陸棚、EEZ 及び200海里を超える大陸棚の境界画定、並びに、UNCLOS 第74条3項及び第83条3項の下での暫定的取極の締結のための努力をする義務の違反に関するものである。特別裁判部は、この紛争について重要な意味を持つ、チャゴス諸島の法的地位についての両当事者の意見の相違が本件紛争において中核的な意味を持つとし、この点を検討する必要があるとした。⁽⁸²⁾

特別裁判部は、チャゴス諸島の法的地位の検討のために、2015年仲裁判断、2019年 ICJ 勧告的意見、及び国連総会決議73/295の法的効果を検討する必要があるとした。⁽⁸³⁾ まず、2015年仲裁判断については、1965年のランカスター・ハウス約束の下で、チャゴス諸島周辺の漁業権、同諸島の防衛目的の使用の必要がなくなった際のモーリシャスへの返還、及び同諸島周辺の鉱物資源からの利益に関するモーリシャスの権利が存在することを認めたとという意味で、チャゴス諸島の法的地位に何らかの意味を持つとした。⁽⁸⁴⁾

2019年 ICJ 勧告的意見については、特別裁判部はまず、国連総会が勧告的意見を要請した問題は、モーリシャスの非植民地化の過程の合法性及び英国によるチャゴス諸島の継続的施政から生ずる国際法上の結果に関するものであると述べている。そして、本件の両当事国は、国連総会が勧告的意見の要請にあたり、2国間の領域に関する紛争の解決を求めたり、英国とモーリシャスの間で存在しているかもしれない2国間の主権に関する紛争を付託したりしたわけではないとの立場に基づいて、この勧告的意見に言及していることは同じである。しかし、その意味について両国の立場が異なると指摘した。特別裁判部は、国連総会が2国間の主権に関する紛争を ICJ に付託したわけでないからといって、勧告的意見が主権の問題に何ら関係や意味を持たないという推定が必ずしもたらされるわけではないとの意見を示している。そして、チャゴス諸島に対する主権に関して

(82) *Ibid.*, paras. 112-115.

(83) *Ibid.*, paras. 116-119.

(84) *Ibid.*, paras. 139.

この勧告的意見が持つ明示的又は黙示的な意味を検討するとした。特別裁判部は、司法的解決における同意原則の重要性を認めつつも、司法的解決による解決への同意が示されていない主権に関する紛争について勧告的意見が意味を持たないとは言えないと述べている。⁽⁸⁵⁾

特別裁判部は、2019年 ICJ 勧告的意見で、1965年時点でモーリシャスの一体的な領域の一部であるチャゴス諸島が分離されたことにより、人民の自由かつ真正の意思の表明に基づく非植民地化過程が完了していない、及び英国による継続的なチャゴス諸島の施政が継続的性格を持つ違法行為であるとの意見が示されたことは、チャゴス諸島に対する主権に関する問題⁽⁸⁶⁾に関して重要な意味を持ちうるとした。また、特別裁判部は、領域の非植民地化は、その領域に対する主権の問題をもたらすと指摘している。そして、モーリシャスの場合、非植民地化とチャゴス諸島を含む主権の問題は不可分である⁽⁸⁷⁾と述べている。

特別裁判部は、勧告的意見に法的拘束力がないことを認めつつも、国連の主要な司法機関が示した意見としての権威的な性質 (authoritative nature) のゆえに無視できないとの立場をとった。⁽⁸⁸⁾ また、2015年仲裁判断は、管轄権の制限のゆえに、主権に関する問題について判断はしなかったものの、チャゴス諸島に対する主権について、両当事国間で紛争が存在することを認めた。これに対し、2019年勧告的意見は、モーリシャスの非植民地化の過程に関する論点を検討し、チャゴス諸島を分離してのモーリシャスの非植民地化は合法的に完了していないとの意見を示した。特別裁判部は、2015年仲裁判断は既判力を持ち、英国とモーリシャスの間のチャゴス諸島に関する紛争の解決まで英国が UNCLOS の下での沿岸国としての権利を行使する権限を有するという、モルディブの主張を認めなかった。

(85) *Ibid.*, paras. 163-168.

(86) *Ibid.*, paras. 171-175.

(87) *Ibid.*, paras. 188-192.

(88) *Ibid.*, paras. 202-205.

そして、2019年勧告的意見が主権に関する紛争を解決したか否かにかかわらず、2015年仲裁判断は主権に関する問題についての決定をしていないので、2019年勧告的意見が2015年仲裁判断を覆すものであるという問題はあり得ないとの判断を示した。⁽⁸⁹⁾

特別裁判部はさらに、2019年の国連総会決議73/295の関連性及び意味も検討し、この決議は2019年勧告的意見に対応して採択されたものであり、モーリシャスの非植民地化の過程の完了に向けて必要な措置を示しているとしている。ただし、この決議の第6及び第7項が特別裁判部にも適用されるというモーリシャスの主張については、特別裁判部や他の裁判所は、独立した司法機能を担うべきであるとの立場から、これを認めなかった。⁽⁹⁰⁾そして、主権に関する紛争について、2019年勧告的意見と国連総会決議73/295の後、英国はチャゴス諸島に対して法的利益を持ちえないとの結論を示している。⁽⁹¹⁾

特別裁判部は、第1と第2の先決的抗弁についての結論の要旨を以下のように述べている。まず、2015年仲裁判断では、チャゴス諸島に対する主権に関する紛争が存在することが認められたものの、管轄権の制限のために、この点についての判断はできないこと、及び、主権の問題とは別に、チャゴス諸島は特別な制度の下にあり、モーリシャスは海洋に対する特定の権利を有していると言えることが認められた。次に、2019年ICJ勧告的意見でモーリシャスの非植民地化についての論点に関して示された決定（determination）は、チャゴス諸島の法的地位について法的効果と明確な意味（legal effect and clear implications for the legal status of the Chagos Archipelago）を持つ。英国がチャゴス諸島に対して主権を主張し続けていることは裁判所の意見に反するものである。モーリシャスの非植民地化の過程はまだ完了していないものの、チャゴス諸島についてモーリシャスが

(89) *Ibid.*, paras. 214-215.

(90) *Ibid.*, paras. 226-230.

(91) *Ibid.*, paras. 242-245.

主権を有することはICJの決定から推定される。さらに、国連総会決議73/295については、モーリシャスの非植民地化の完了を確保するために必要な方法として、英国にチャゴス諸島から6か月以内に施政権を撤退することを求めた。期限内に英国がこの要請に従わなかったことにより、同国のチャゴス諸島に対する主権の主張が2019年ICJ勧告的意見の権威ある判断に反するという特別裁判部の判断にさらに強い根拠がもたらされる⁽⁹²⁾。

そして、第1の先決的抗弁については、英国のチャゴス諸島に関する利益がどのようなものであろうとも、その施政の継続が継続的な性格の国際違法行為であり、できる限り早期に当該違法行為が終了されなければならないとされているのだから、英国はチャゴス諸島の周囲の海洋境界画定の恒久的な決定に法的利益を持ちえないとして、これを退けた⁽⁹³⁾。また、第2の抗弁についても、非植民地化の過程の終了前であっても、海洋境界画定についてモーリシャスが沿岸国であるとみなされうるとし、これを退けた⁽⁹⁴⁾。

この判決にはオクスマン特任裁判官が個別及び反対意見を付している。彼は本件の恒久的な海洋境界の司法的画定に関する申立は、まだ受理可能ではないと指摘している。彼は、本件でモーリシャスは、勧告的意見によって領土問題が解決されたものと扱うことを求めているが、そうした要請に応えることにより、国連総会が政治的な機能を果たすこと及び勧告的意見の要請についてICJが裁量権を行使することを困難にする危険性があると指摘している。彼はまた、現時点で恒久的に画定すべき海洋境界の問題があるかという点についても疑問を提起している。モルディブが本件で海洋境界の画定の交渉を行おうとしないのは、他の国家間（すなわち、モーリシャスと英国）の紛争に関与することを避けるためであるとも述べている⁽⁹⁵⁾。

(92) *Ibid.*, para. 246.

(93) *Ibid.*, paras. 247-248.

(94) *Ibid.*, paras. 250-251.

(95) Separate and Dissenting Opinion of Judge *Ad Hoc* Oxman, paras. 1, 32, and 38.

おわりに

チャゴス諸島に対する主権に関する問題には、多様な法的論点が含まれており、その論点に対応する申立や問題の構成と内容によって、異なる裁判所の管轄権が重層的に行使される。この問題は、モーリシャスの非植民地化の過程の経緯と不可分であるだけに、モーリシャスと英国という2国間のチャゴス諸島に対する主権に関する紛争であるものの、人民の自決権という対世的権利・義務に関わることになる。そして、非植民地化と人民の自決権に関する問題は国連総会の重要な機能の一部にも関わるものでもある。義務的裁判手続が多様化した今日では、このような性格の異なる法的な問題又は紛争について、裁判を望む国家は紛争主題の工夫次第で、多様な裁判手続の利用の可能性を検討することができる。他方、その問題又は紛争についての裁判を望まない側の国家から見れば、どの裁判手続がどのような法律問題や紛争主題について利用されるのかを予測することが難しい事態となる。

国際裁判所はそれぞれ個別に独立性を持って設けられており、また、争訟手続における裁判の結果は、付託された事件限り、かつ裁判の当事者間での法的拘束力にとどまることが原則である。そうは言えど、これまでの先例を見る限り、国際裁判の結果は先例として重視され、何らかの意義が認められてきていることも否定できない。チャゴス諸島に対する主権の問題については、このような国際裁判制度の併存が意図的に利用され、多様な裁判制度の重層的な利用が本格的に行われた事例と言える。特に、2021年特別裁判部判決は、両当事者が2015年仲裁判断と2019年 ICJ 勧告的意見に言及する主張を行ったこともあり、これらの先例の意味や効果を検討した判断を示すことになった。2021年特別裁判部判決は、2019年勧告的意見に実質的に法的拘束力に近い意味をもたらし、モーリシャスと英国の間のチャゴス諸島の主権に関する紛争に重い結果が生じることになった。⁽⁹⁶⁾ 多様

な裁判手続を駆使したモーリシャスの巧妙な訴訟戦略が成功したということができよう。

こうした結果は、非植民地化の過程における国連総会の機能への援助、あるいは、モーリシャスの領土の一体性（領土の保全）の実現を含めた非植民地化の完了の実現という観点から一定の評価を受けることになるだろう。また、国際裁判所間で、相互にその判断を尊重し、敬意を払う施政がみられることも望ましいことかもしれない。しかし、チャゴス諸島に対する主権に関する紛争が国際裁判所の争訟手続に付託されることに同意を示さなかった英国の視点から見た時に、この結果は別の意味を持つように思われる。特に興味深いのは、英国が手続の当事国となっていないモーリシャスとモルディブの間の争訟手続で、2019年 ICJ 勧告的意見の内容について、英国の権利や利益に実質的な意味を持つと解される判断が示されたこと⁽⁹⁷⁾である。ITLOS の争訟手続の裁判は、紛争当事者間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力を有するとされる。しかし、2021年特別裁判部判決の結果が英国にもたらす意味は、勧告的意見を出した ICJ の予想を超えるものとなったのではないだろうか。紛争の一方の当事国の訴訟戦略によって、争訟事件手続における同意原則や勧告的意見手続における東部カレリア原則の適用のあり方や意義の再検討が必要になっているように⁽⁹⁸⁾

(96) Nathalie Klein, “Chagos: A Boundary Dispute Tips over a Sovereignty Ruling,” <https://www.lowyinstitute.org/the-interpreter/chagos-boundary-dispute-tips-over-sovereignty-ruling> (last visited 31 December 2021) and Sarah Thin, “The Curious Case of the ‘Legal Effect’ of ICJ Advisory Opinions in the Mauritius/Maldives Maritime Boundary Dispute,” <https://www.ejiltalk.org/the-curious-case-of-the-legal-effect-of-icj-advisory-opinions-in-the-mauritius-maldives-maritime-boundary-dispute/> (last visited 31 December 2021).

(97) Patrick Wintour, “UN Court Rejects UK Claim to Chagos Islands in Favour of Mauritius,” *The Guardian*, 28 January 2021, UN court rejects UK claim to Chagos Islands in favour of Mauritius | Chagos Islands | The Guardian (last visited 31 December 2021).

(98) Zeno Crespi Reghizzi, “The *Chagos* Advisory Opinion and the Principle of Consent to Adjudication,” in Thomas Burri and Jamie Trinidad (eds.), *The*

思われる。また、国際共同体全体の共通利益を保護するための国際法規範が大きく発展を遂げる中、2国間の紛争に判決を下し、国際組織の直面する法律問題に勧告的意見を出すという機能とは異なる機能を国際裁判所が果たすようになっていくのかもしれないという要素も考慮されなければならない。現代国際社会において国際裁判という手段によって、国際紛争を「解決」するというこの意味も改めて問い直されなければならないのかもしれない。

こうした事例は、クリミア半島のロシアによる占拠に関わる問題で、多様な裁判手続が進行中であることからみて、今後さらに増えていく可能性があるだろう。武力行使による威嚇又は武力の行使の禁止原則との関係でも多様な国際裁判制度の重層的な利用の事例が生じていることを最後に指摘しておきたい。2014年のロシアによるクリミアの併合に関わる問題について、国家間の紛争がICJとUNCLOS第15部の下での義務的仲裁に付託されているだけでなく、WTOの紛争解決手続と欧州人権裁判所の手続も利用されている。さらに個人の権利に関わる紛争が欧州人権裁判所や投資仲裁にも付託されている。2022年のロシアのウクライナ侵略により、さらなる国際裁判への紛争付託がもたらされる可能性がある。これらの重層的

International Court of Justice and Decolonisation: New Direction from the Chagos Advisory Opinion, pp. 51-70.

(99) クリミア半島の併合に関連して、国際裁判手続に紛争が付託された事例は以下の通りである。ICJにおいては、テロ資金供与防止条約と人種差別撤廃条約の紛争解決条項を管轄権の根拠とする事件が付託され、暫定措置命令 (*Application of the International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism and of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Ukraine v. Russian Federation), Provisional Measures, Order of 19 April 2017, I.C.J. Reports 2017*, p. 104) の後、ICJは、これらの2つの条約の紛争解決条項に基づく管轄権と請求の受理可能性を認め、本案が係属中である (*Application of the International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism and of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Ukraine v. Russian Federation), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2019*, p. 558)。

な裁判手続が同時に進行することの意味を検討し、現代国際社会における国際裁判の機能をさらに考察することは、筆者にとって今後の大きな課題である。

UNCLOS 第15部の義務的仲裁については、黒海、アゾフ海及びケルチ海峡における沿岸国の権利に関する紛争事件（仲裁裁判所が管轄権と請求の受理可能性を認め、本案が係属中（先決的抗弁に関する仲裁判断（*supra* note 37）と、ウクライナ海軍艦船の抑留事件（ITLOS の暫定措置命令（*Case concerning the Detention of Three Ukrainian Naval Vessels (Ukraine v. Russian Federation), Request for the Prescription of Provisional Measures, 25 May 2019*）、2021年10月に先決的抗弁に関する口頭手続終了（*Dispute Concerning the Detention of Ukrainian Naval Vessels and Servicemen (Ukraine v. The Russian Federation)*）、Permanent Court of Arbitration, *Press Release*, 18 October 2021）がある。

WTO に付託された事案については、*Russia - Measures Concerning Traffic in Transit, Report of the Panel, 5 April 2019, WT/DS512/R*）。

欧州人権裁判所については、ウクライナがロシアの欧州人権条約の違反を論点とする請求を付託した事件で、管轄権と請求の受理可能性が認められ、本案審理が継続中である（*Application no. 20958/14 and 38334/18, Ukraine v. Russia (RE CRIMEA), Grand Chamber, Decision, 16 December 2020*）。

ウクライナとロシアの間の二国間投資条約に基づく投資家対個人間の仲裁についての2019年以降の論考として、以下の論文を参照、S. Uvarov, “Investment Disputes Related to Crimea: Overview,” *Arbitration Journal* (2019), <https://journal.arbitration.ru/ru/reviews/investment-disputes-related-to-crimea-overview/> (last visited 29 March 2022), N. Reacock, O. Dementyeva and D. Choung, “Inside Arbitration: Crimean Investment Treaty Arbitration Claims: Recent Developments,” <https://www.herbertsmithfreehills.com/latest-thinking/inside-arbitration-crimean-investment-treaty-arbitration-claims-recent-developments> (last visited 29 March 2022), F. Krumbiegel, “The Applicability of the Russia-Ukraine Bilateral Investment Treaty to Crimea in the Light of the Duty of Non-recognition in International Law,” *Journal of International Arbitration*, Vol. 38, No. 5 (2021), pp. 645-670, and S. Lorenzmeier, “Investment Disputes in Annexed Crimea from the Perspective of International Law,” in B. C. Harzl and R. Petrov (eds.), *Unrecognized Entities: Perspectives in International, European and Constitutional Law* (2021), pp. 84-104.

さらに、ロシアのウクライナ侵略に関して、ウクライナがICJにジェノサイド条約第9条を管轄権の根拠として紛争を付託した事件、暫定措置命令が出された（*Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Order, 16 March 2022*）。